

支部顧問委嘱のお知らせ

平成 29 年度第 1 回幹事会において、衆議院議員 山口つよし氏を支部顧問に委嘱しましたので、ご報告いたします。

「罰金の刑」で免許取消になる場合があります

宅建免許の更新、役員変更、支店新設等に際し、役員や政令第2条の2で定める使用人が免許の欠格事由に該当した場合は、**即刻『免許取消』処分**となりますのでご注意くださいとともに、宅地建物取引業法の遵守をお願いします。

「変更届」は 30 日以内に速やかに！

宅建業者は、免許を受けた後、免許申請書に記載した事項に変更があった場合は、宅建業法第9条により事実発生後30日以内に、免許を受けた国土交通大臣または都道府県知事に届出なければなりません。必ずその都度、変更届を提出して下さい。

特に、「役員の交代・就任、退任」や「役員等の氏名変更」の際の、届出遅延が目立ちますのでご注意ください！届出遅延に対しては、必ず「始末書」が必要となります。

不動産キャリアパーソン講座

平成 29 年度より不動産キャリアパーソン講座の受講料が先着 50 名の**既存会員の方に限り**、割引価格で受講していただけるようになりました。
残り 30 名
価格については、下記の通りとなります。

通常価格 8,640 円 (税込) ⇒ 割引価格 4,000 円

※インターネット申込については割引価格の対象外となります。

※割引価格で受講を希望される方は、下記の本部事務局までお問い合わせください。

問合せ先 ☎ 078-382-0141 (担当:大西)

宅地建物取引士証の有効期限を確認しましょう

宅地建物取引士として業務を行うためには、有効な宅地建物取引士証を所持していなければなりません。

有効期限が切れている宅地建物取引士証では、宅地建物取引士としての業務を行うことはできません。

登録している住所も確認しましょう

宅地建物取引士証を更新するには、都道府県知事の指定する法定講習を受講することが必要です。兵庫県知事に登録している更新対象者には、取引士証の期間満了日の約 4~5ヶ月前頃に封書にて受講申込書が登録されている住所に送付されます。

※「本籍」「氏名」「勤務先」に変更がある場合も、必ず**変更登録申請書(様式第7号)**を提出してください。

本部主催研修会のお知らせ

と き 平成 29 年 9 月 8 日 (金) 13:00~16:00 受付 12:30~

ところ 姫路市文化センター 大ホール

テーマ 『宅建業者賠償責任保険制度等について(仮題)』 講師:富士火災海上保険(株)
『宅建業法改正により注目される「インスペクション・瑕疵保険」

~瑕疵保険の仕組みと付保物件にかかる税制優遇~

講師:(有)プランサービス 代表取締役 本島有良氏

必ず、ご本人様が
研修手帳を
ご持参ください

顧問弁護士による「不動産取引全般に関する法律相談」

会員支援事業の一環として、顧問弁護士による法律相談を実施しています。

【利用方法】支部に電話連絡 ⇒ 希望する弁護士の『相談カード』の交付を受ける
⇒ 弁護士に『相談カード』を FAX 送信のうえ相談

【相談費用】初回のみ、電話での回答は無料、面談については 40 分まで無料。

なお、『相談カード』がない場合は、初回から有料になりますのでご注意ください。

【顧問弁護士】

- ・菅尾英文弁護士 菅尾法律事務所 (姫路市神子岡前 1-4-3)
- ・山田直樹弁護士 山田・立花法律事務所 (姫路市北条 1-285-10)
- ・渡部吉泰弁護士 わたなべ法律事務所 (明石市本町 1-1-24 大日明石本町ビル 6F)

平成 29 年度 宅地建物取引士資格試験

★申込書配布期間

平成 29 年 7 月 3 日 (月)
~ 7 月 31 日 (月)

詳細は...

不動産適正取引推進機構
で検索!